

比較法学研究連絡委員会報告

— 比較法および外国法科目の開講または設置状況 —

平成5年11月26日

日本学術会議

比較法学研究連絡委員会

この報告は、第15期日本学術会議比較法学研究連絡委員会の審議結果を取りまとめて発表するものである。

比較法学研究連絡委員会

委員長 大木 雅夫（第2部会員、上智大学法学部教授）

幹事 堀部 政男（一橋大学法学部教授）

委員 石部 雅亮（大阪市立大学法学部教授）

滝沢 正（上智大学法学部教授）

森下 敏男（神戸大学法学部教授）

比較法および外国法科目の開講または設置状況について

I. はじめに

比較法学研究連絡委員会は、1992-93年度に、全国の大学の法学部ならびに法学系の学科・専攻を含む他の学部を調査対象として選び、比較法および外国法関係の科目の開講状況について調査を依頼した。調査対象とした大学の数は、96校であり、そのうち94校から回答が寄せられた。内訳は、国立大学21校、公立大学3校、私立大学70校である。回答率は、97.9%に達した。

調査項目は、(1)講義科目の名称、(2)単位数、(3)選択・必修の別、(4)講義担当教員名で、直接法学部長宛にアンケート用紙を送り、これらの項目について記入していただく方法を取った。回答はほとんどの大学を網羅することができ、未回答は2校にすぎないが、書面による画一的な調査の性質上、不正確と思われる箇所も見られ、その点は併せて送付された履修概要等を参照して訂正した。さらに、当委員会において互いに情報を交換して、内容の補正に努めたが、そのような手続きを取ってもなお実態を明らかにしえないところが残っていると思われ、足らざる点をご海容をお願いする次第である。

以下では、学部と大学院に分けて、上記項目の結果を掲げ、それに対するコメントを付け加えることにする。

II. 学部

ほとんどの大学が、比較法または外国法の講義を行っているが、いずれの講義も開いていないところが、回答を寄せた94校のうち5校ある。

1. 比較法または比較法原論

比較法と外国法の科目のうち、後者が圧倒的に多数を占めるのが、我が国の法学教育の特色である。このような特色は、明治における西洋法の継受という宿命的な事実によって、法学の学習がまず母法である個別外国法の学習にはじまったことに由来する。地域的または世界的規模で、諸法の様式や特徴を明らかにするという理論的観点や、法の同化ないし統一を目指すために、外国法の比較研究を行うという実践的観点は希薄であったといえよう。そのため、比較法の科目は少なく、国立大学で、比較法または比較法原論の講義をしているのは、6校にすぎない。北海道大学は外国法でなく、比較法の講義を設けており、

その第一部は、比較法原論に相当するが、第二部以下は個別外国法である。金沢大学でも、比較法は、実際には英米法である。東京大学、新潟大学、静岡大学、九州大学が、外国法と並んで比較法の講義を開いているが、新潟大学や静岡大学は専任教員をこれにあてている。いずれも自由選択である。千葉大学は前年まであった比較法の名が消えている。東京大学は比較法を一時イベロ法、アジア法の科目に変更していたが、93年度はこれを復活させている。

私立大学では、19校が比較法の科目を置いている。そのほとんどが外国法と別立てである。当該大学の専任教員によって講義を行っているところが11校あり、6割を超える。しかし、比較法の専攻者である場合はほとんどないといってよい（例外は上智大学）。

2. 比較法文化論

比較法文化論という科目を置く大学が若干見られる。大阪大学にこの講座が設けられたのが最初であろう。一橋大学も開講しているが、これは西洋法制史の担当者の兼担による。私立大学に3校あり、いずれも他の科目の担当者によって講義が行われている。比較法文化という概念自体新しく、近年になって用いられるようになったため、その内容はまだはつきりせず、担当者によって多様なものになりうる。比較法を、単に実定法の規定や法の概念・体系の比較にとどめず、それを支える政治的、社会的、経済的制度、法曹階層とその養成、さらに法的な思考や行動の仕方、宗教、道徳その他精神文化までも視野に入れて比較することによって、法文化の比較に拡大する目論みであろうが、その比較の対象や方法などは、今後の検討課題であろう。比較法の視野の拡大は、すでに比較法・比較法原論の枠の中でも試みられてきたから、比較法文化論の講義も、それと重なり合うところがある。したがって、比較法文化論と比較法・比較法原論では、どちらか一方のみが開講されるのが普通である。近年では、比較法文化論が増える傾向がある。

3. 外国法

我が国の場合、伝統的に比較法よりも外国法の科目が主流であり、これはまた法学の草創期において西洋法の継受を行ったことと深いかかわりをもっているため、一般に、外国法という場合、英米法、ドイツ法、フランス法が考えられていることが多い。そこで、以下では、この三者を伝統的な外国法として扱い、その他の外国法と区別する。

いくつかの法学部では外国法という一般的名称のみを挙げ、個別の外国法を明記していない場合がある。たとえば、国立で4校、公立は1校、私立は8校がそうである。これは個別外国法の講義を一定の順番で回しているか、あるいはもっぱら英米法の講義を行っているかのいずれかである。しかも、大部分が非常勤講師に依存している。

4. 個別外国法—伝統的な外国法

個別外国法としては、英米法、ドイツ法、フランス法の科目が中心になる。カリキュラムにおけるこの三者の組み合わせは、沿革に注目すると、東大型、京大型、混合型にわけることができる。すなわち、東京大学は、この三つの科目にそれぞれ専任を置き、選択必修科目として重要視してきた。しかも、それぞれの科目を公法と私法にわけて講義をしていた。これに対して、京都大学は、英米法のみ専任を置いて講義をし、他は講義をしてこなかった。その代わりに外書講読を必修科目として重視した。京都大学の場合、フランス法とドイツ法は我が国の現行法と密接な関連があって、現行法の講義において比較法的に言及することができるが、英米法は法体系や法概念が異なり、独立した講義を必要とするという考え方が基礎になっているように思われる。特別に外国法の講義を設け、これに重点を置く東大方式と、外国文献の研究を通じて教育する京大方式のちがいは、それぞれの学部の草創期に掲げられた学問的理念の相違に由来するのではないかと推測されるが、いずれにせよ我が国の法学教育史における比較法・外国法の位置づけの問題として、本格的に検討してみるべき課題であろう。この東大型と京大型は、他の大学にも影響を与えているように見受けられる。それぞれの大学でカリキュラムを編成する際には、もちろん固有の事情や考え方が働くにせよ、この二つがモデルになることは十分考えられるからである（たとえば、首都圏では東大型、近畿圏では京大型が多い）。混合型というのは、三つの外国法の講義を並べると同時に、外国書講読をも行うといったものである。国立では、新潟大学、神戸大学、九州大学が、公立では大阪市立大学がこれを採用している。英米法以外の科目にも専任を置くのは大阪市立大学であるが、神戸大学も最近外国人教員をこれに充てるようになった。

私立にも混合型をとるところがあり、駒沢大学、成蹊大学、早稲田大学、立教大学、南山大学など、21校である。

しかし、最近では、東京大学や京都大学でも、カリキュラムに変化の兆しが見られ、東京大学では公法・私法の区分を廃したり、単位を一部削減する傾向があり、京都大学ではドイツ法やフランス法の講義を行うようになってきている。したがって、かつての東大型・京大型が崩れ、さらに他の大学も独自の動きを示し、全体として混合型が有力になりつつある。

(1) 英米法

統計では、英米法の開講総数は64となっているが、このほかに見落としてならないのは、一橋大学が英米公法と英米私法を設けており、大阪大学がアメリカ法の講義をもっていることである。これは上記の数に入っていない。さらに英米財産法や英米契約法のようなものをも合わせて考慮すれば、さらに7校を追加し、総計71としなければならない。これを専任教員が担当しているのは、44大学である（60%強）。首都圏に24名（同

一大学に複数の教員がいる場合、その数を計算に入れている)の教員がおり、東京集中傾向が見られる。なお、4名の外国人専任教員がいる。

従来の英米法という科目に対して、アメリカ法(大阪大学、島根大学)、アメリカ憲法、現代アメリカ法の課題(中央大学)、現代イギリス法(新潟大学)のように、アメリカ法とイギリス法の分化の兆しが見られるのも注目に値する。

(2) ドイツ法

41の大学が開講している。そのうち25大学は、専任教員が担当している。その率は60%弱である。そのうち22名の教員が首都圏に集中している。ドイツ人の専任または非常勤の教員を充てる傾向がここにも見られる。

(3) フランス法

開講数42。専任者が担当する講義17。専任率40%弱。専任率は英米法やドイツ法にくらべて著しく低い。首都圏に12名の専任教員がいる。

ドイツ法とフランス法の開講状況は、特に私学をみると、東大型と京大型の違いの影響がなお残っているようにみられる。すなわち、ドイツ法とフランス法の講義を置いているのは、圧倒的に首都圏の大学に多く、東高・西低の傾向を示している。専任率についても同様のことがいえる。

なおここで専任者としてあげたものの中には、本来の外国法研究者のみならず、主専攻のほかに外国法の講義を引き受けている者も含んでいる。外国法を純粹に研究する者の数は極めて少ない。

5. 個別外国法—その他の外国法

(1) 社会主義法およびソヴィエト法

社会主義法11大学、ソヴィエト法4大学である。両者は選択的關係にあり、一方のあるところでは、他方をおいていないのが普通である。ただ、早稲田大学と中央大学は、社会主義法とソヴィエト(ロシア)法の両方を開講している。これと関連して、ソヴィエト法をロシア法に改称したところが大阪市立大学、立教大学、中央大学の3校、ロシア連邦法が札幌大学、ロシア・東欧法が大阪大学、旧ソ連・東欧・中国法が関西学院大学である。これらを追加すると、19校となる。社会主義法という名称を掲げているところで、実際は旧ソヴィエト法を中心に講義しているのか、それがさらに旧社会主義圏全体に及ぶのかは、担当者の関心や知識にも関係するが、通常、中国や北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の法は別個に扱われている。専任の担当は5大学。専任率は23.8%で、フランス法よりも低い。

(2) アジア法または中国法、韓国法など

アジア法12、中国法11、韓国法1を合わせると開講数24となり、社会主義法およびソヴィエト法を数の上で凌駕している。これらの科目の創設はごく近年のことであるから、この数は驚くべきである。国公立24大学中9校に講義が開かれている。私立は70大学中13校がこの講義をもつが、関西地区では関西大学のみ。関西はむしろ国公立先行型である。専任教員を採用しているところは12。専任率は46%である。外国人教員の率も高い。なお、新潟大学はアジア法文化論ⅠおよびⅡを開講しているほか、白鷗大学では、アジア法として、 코리아法、タイ法およびイラン法の開講（平成6年度）を予定している。

(3) イベロ・アメリカ法またはスペイン法

国立では東京大学。東京の私学で5校、ほかに南山大学で開設されている。

(4) スカンディナヴィア法とオーストラリア法

それぞれ1校で講義されている。

(5) EC法

国立では大阪大学。その他私学5。うち関西地区は関西大学のみ。

6. 外国書講読

外書講読の授業を行っているのは22校、その大部分が英米の文献の講読であるとすれば、別項目の外書講読（英米）の数と合算することができよう。その合計は64校であり、68%の大学ががこの授業を開いている。そのほか、ドイツ、フランス、中国、スペインの文献の講読がある。

授業名を外国文献研究とか外書研究としているところがある（新潟大学）が、実質的には外書講読と変わらない。さらに、演習の中で実際には外国文献を研究しているところもあることに注意しなければならない。それをあわせると、ほとんどのところで外国文献の学習の機会が提供されているといえることができる。前記の東大型と京大型の区別を用いると、国立では、北海道大学、東北大学、名古屋大学が東大型に属するといえようか。私立では東大型が16校で、京大型は私立にのみ10校ある。

7. 最近の傾向

講義要綱をみると、多くの大学が法学教育の基本方針の一つに国際化を挙げ、比較法・外国法科目の充実をうたっている。特に国際関係法の学科やコースを新設した大学で、国際取引法や国際経済法などとともに、これらの科目が増えてきているのも事実である。そ

のような方向にもかかわらず、その講義が専任教員によって行われている割合は、上記の専任率の数字に示されているように、けっして高くない。しかも、その中で比較法・外国法を専攻する教員は、きわめて少数であり、多くは若手の教員が実定法の科目を専攻しておりながら、同時に比較法・外国法の講義をも引き受けているのが実情である。もし比較法・外国法の教育を重視するのであれば、専任教員の採用を真剣に考えるべきであろう。そうすることによって、少数の専攻者があちこちの大学の非常勤の講義を引き受けて負担過剰になる状況が緩和されるし、現在ほとんど絶望的な、比較法・外国法専攻の研究者を養成する道もまた開けてくるであろう。

英米法のイギリス法とアメリカ法への分化、京大型の変化に伴うドイツ法とフランス法の増加などを考慮すれば、伝統的な外国法の講義は増えているとみられる。他の外国法の科目のうちでは、アジア法・中国法の進出が著しい。社会主義法の講義も依然として行われているが、名称の変更にみられるようにその新しい在り方が模索されている。さらに、イベロ法ないしラテン・アメリカ法、カナダ法、スカンディナヴィア法、イスラム法、E C法の講義にみられるように、外国法科目の多様化傾向がある。これに伴って、外国法研究の在り方が変化し、継受の母法である外国法を研究の対象にするというよりも、地域研究の一部として外国法を研究するという性格が強くなっていくように思われる。

英米法、ドイツ法および中国法の分野で数はまだ多くはないけれども、外国人を教員として採用する傾向が表れている。

比較法・外国法の専門的研究者の数が少なく、講義がかなりの部分、実定法の研究者にゆだねられている現状では、外国法の講義対象が実定法の自己の専門領域と関連する部分に限られ、また我が国の実定法解釈との比較を重視することになるのもやむをえない。しかし、外国法の全体的特色や様式を明らかにしたり、文化的基盤である歴史や思想に及ぶ比較法・外国法の講義の重要性も無視しえない。この場合も、もちろん諸分野の実定法の知識を前提とするから、そのような講義は決して容易ではないが、いわば基礎法学的な外国法・比較法の充実をおろそかにしてはならない。比較法文化論の増設にそのような期待と方向がみられるが、全体としてみた場合、実定法志向の実用法学的な性格が強いといえよう。特に国際関係法学科ないしコースが新設されたところでは、従来基礎法部門に属していた比較法・外国法の科目がこの部門に移されており、国際取引法その他と同列に置かれ、実定法学的性格を増す方向にあることが窺われる。特にカリキュラム編成で異色とみえるのは新潟大学で、日加比較法、アジア法文化論Ⅰ、Ⅱ、東欧法、現代イギリス法と並んで、リーガル・リーディングス、リーガル・ライティング、リーガル・アーギュメント、ビジネス・ライティングなどのような実用的法技術を教える科目が置かれている。これは法学教育の面での極めて大胆な実験であるが、学部教育としてどのような科目を提供すべきか、議論をよぶであろう。

Ⅲ. 大学院

調査した大学のすべてに大学院が設置されているわけではないから、調査対象は、この場合、42校と減少している。うち、国立は13、公立は2、私立は27である。

1. 名称について

大学院の科目名には、単に英米法、ドイツ法、フランス法という名称の外に、特殊講義、特殊研究、特論、論、基本研究、専門研究、研究、特殊問題または文献研究を付したものがあつた。このように名称が異なつていても、実際の内容はほとんど変わらないと思われる。大学院設立の当初のカリキュラムにおいて、なんらかの事情でそのように呼ばれたものが、そのまま踏襲されているにすぎない。そのほか、名称を変えることで、同一科目を次年度にも継続的に履修し、単位を取得することを可能にするための工夫であるかもしれない。

大学院の科目は学部と比較すると少なくなつてゐるが、これは専門性が高度になつて、担当者の専門に則した科目に限られてくることと、非常勤講師の採用が少ないことと関係しよう。

2. 比較法

比較法原論があるのは、国立で東京大学、新潟大学、私立で上智大学、立教大学など極めて限られてゐる。比較法を名乗つても実質は個別外国法の場合がある。金沢大学は比較法特論を置くが、内容は外国法（英米法）であるとされている。大阪大学と新潟大学には比較法文化論がある。

3. 外国法

この一般的名称は、担当者によつて、個別外国法のいずれにもあてることができる。したがつて、外国法研究とある場合、実は英米法研究やドイツ法研究でありうる。しかし、これは以下の個別外国法の数に算入してゐない。

4. 英米法

名称を問はず、英米法に関するものは、42大学で38科目が提供されている。比較法や外国法の科目で実際は英米法を扱つてゐるものを考慮すれば、ほとんどすべての大学院に英米法研究の機会があるといつてよい。

5. ドイツ法

42大学中16科目になる。英米法と同様に、実際には、若干の数を追加することができよう。

6. フランス法

フランス法の科目は、上の例に従うと、21科目である。

7. ソヴィエト法または社会主義法

東京大学、早稲田大学、神奈川大学におかれている。

8. 中国法

全部で7科目。東海大学が中国法演習、特殊研究、研究演習を設けているのが注目される。ほかに、アジア法関係で4科目ある。

9. その他

東京大学にイベロ・アメリカ法があり、上智大学にEC法がある。

10. 大学院生

国立

4名 東京大学、香川大学

3名 一橋大学、名古屋大学、大阪大学、大阪市立大学

2名 静岡大学

1名 新潟大学、京都大学、神戸大学

私立

17名 早稲田大学

9名 上智大学

6名 明治大学

5名 東海大学

3名 立教大学

2名 慶応大学、中京大学

1名 専修大学、創価大学、愛知大学

最近5年間の就職先につき、回答のあったものの内訳は、大学7件、専門学校1件、企業2件、会計事務所1件。

ただし、多くの大学で就職先不明の回答があった。

11. 研究所または研究センター

東京大学に外国法文献センター、早稲田大学、駿河台大学、東洋大学には比較法研究所がある。中央大学には、日本比較法研究所がおかれている。ほかに、創価大学に、比較文

化研究所・外国法センターがある。

1 2. 国際関係専攻

大学院において、国際関係専攻のある場合、他の専攻と違って、比較法・外国法の科目が特設されている。北海道大学では、例えば、外国法文化特殊講義A, B, C, D, Eを置いており、立教大学では、比較民事法、比較刑事法、比較労働法などの講義を並べている。また大学院で、外国人教員による講義が増えていることも注目されよう。

1 3. 将来構想

将来構想を記したところは多くなかったが、その中には、①研究所または研究センターの設立、②外国法科目の教員の専任化を図る、③外国法科目の多様化を進める、④アジア・アフリカ法を重視する、というのが目につく。

最近の国立大学の大学院部局化に伴い、専修コースが設けられているが、ここでどのような比較法・外国法科目が用意されているか、今回の調査では明らかにしえなかった。

比較法・外国法の開講状況調査結果一覧表

[大学]

(●:必修 ○:選択必修 △:自由選択)

大学名 (国立大)	比較法・原論	比較法文化論	外国法	英米法	ドイツ法	フランス法	社会主義法	アジア法	中国法	ソビエト法	EC法	外書講読	外書講読英米	外書講読独	外書講読仏	外書講読中	外書講読西	その他
1北海道大	△								△									
2東北大				△	△					△								日米比較契約法(平成4年度のみ)△ ドイツ法特殊講義 △
3山形大				△									△	△				大陸法 △
4千葉大				△	△								△	△				
5東京大	△			○	○	○		△	△	△								イペロ・アメリカ法△ 英米法演習 △ 仏法演習 △ 独法演習 △ 中国法演習△
6一橋大		○			○			○										英米公法 ○ 英米私法 ○ 独仏法 ○
7新潟大	△	△		△	△	△												アジア文化論Ⅰ・Ⅱ△ リーガルライティング(法律文書作成法)△ ビジネスライティング(企業法務作成法)△ 契約(平リ)法△ リーガルコミュニティ(法務講話)△ リーガルライティング(法的文書講話)△ ビジネスライティング(企業法務講話)△ 東欧法△ 外国文献研究・英△ 外国文献研究・独△ 外国文献研究・仏△ 比較法演習 ○ [比較・民法演習]相格で相格以融(英法)]
8金沢大	○	△	△										○	○				外国文献研究・英△ 外国文献研究・独△ 外国文献研究・仏△ 比較法演習 ○ [比較・民法演習]相格で相格以融(英法)]
9静岡大	△			△						△								
10名古屋大				△	△	△												
11京都大				△	△	△			△				△					外国文献研究・英 △ 外国文献研究・独 △ 外国文献研究・仏 △
12大阪大		○	○					○		△	△	○	△					アメリカ法 △ ローマ法△ ロシア・東欧法△
13神戸大				○					○	○			△	△	△			アメリカ経済法 △
14島根大					△	△							△	△				アメリカ法 △
15岡山大																		(当該開講科目なし)
16広島大				△									△	△				英米法入門(平成5年度のみ) △
17香川大			△										△	△	△			
18愛媛大																		(当該開講科目なし)
19九州大	△			△	△	△		△					△	△	△			
20熊本大													△	△	△			(外国法は平成5年度開講せず)
21鹿児島大			△										△	△	△			

大学名 (公立大)	比較法・原論	比較法文化論	外国法	英米法	ドイツ法	フランス法	社会主義法	アジア法	中国法	ソビエト法	EC法	外書講読	外書講読英米	外書講読・独	外書講読・仏	外書講読・中	外書講読・西	その他
1 東京都立大									△				△	△				
2 大阪市立大				○	○	○		○					△	△	△			ロシア法 ○ (「アジア法」は「アジア法(中国法)」として開講)
3 北九州大			○															

大学名 (私立大)	比較法・原論	比較法文化論	外国法	英米法	ドイツ法	フランス法	社会主義法	アジア法	中国法	ソビエト法	EC法	外書講読	外書講読英米	外書講読・独	外書講読・仏	外書講読・中	外書講読・西	その他
1 札幌大				△									△	△	△			ロシア連邦法 △ 欧米法 ○ (当該開講科目なし)
2 札幌学院大								○				△						
3 北海学園大													△	△	△			
4 東北学院大				△	△	△							△	△	△			
5 秋田経済法科大	△			△	△	△												(ドイツ法 ○ フランス法 ○ アメリカ法 ○ EC法 ○ 中国法 ○ コーリア法 ○ タイ法 ○ イラン法 ○ (6年度開講予定))
6 白鷗大	△																	
7 関東学園大				○	○						○							
8 駿河台大	△			△	△	△			△		△	△	△	△				
9 獨協大				○	○	○												外国法政研究 ○
10 中央学院大	△		△									△						
11 青山学院大				△	△	△							△	△	△			比較法英書講読 △
12 亜細亜大				△	△	△			△									
13 学習院大	△			△	△	△												英米法演習 △
14 慶應義塾大				△	△	△					△							外国法演習(英米、独、仏) △

大学名 (私立大)	比較法・原論	比較法文化論	外国法	英米法	ドイツ法	フランス法	社会主義法	アジア法	中国法	ソビエト法	EC法	外書講読	外書講読英米	外書講読・独	外書講読・仏	外書講読・中	外書講読・西	その他
15 国学院大			○	△	△	△							△	△				
16 国士館大				1科目●									△	△				英米法特殊講義 △ 独法特殊講義 △ 仏法特殊講義 △
17 駒澤大				△	△	△	△						△	△				比較憲法 △
18 上智大	○			○	○	○												比較法演習 ● 外国法演習 ●
19 成蹊大				○	○	○			△				△	△				外国法研究 △
20 成城大	△			△	△	△					●ゼミ		●					ラテンアメリカ法 △ 英法研究 △ 独法研究 △ 仏法研究 △
21 専修大				△								○	○					比較憲法 △
22 創価大				△	△	△												外書研究 ●
23 大東文化大				△	△	△							△	△				
24 中央大	○	●		○	○	○	○	△										ロシア法 △ 比較法史 ● 外国法概論 ● 英米契約法 △ 現代アメリカ法の課題 △
25 帝京大	△			△	△	△	△						△	△				アメリカ憲法 △ アメリカ会社法 △ 英米不法行為法 △ 英米財産法 △
26 東海大				○			△											欧州法 △
27 東洋大	△			△	△	△							△					英米財産法 △
28 日本大				○	○	○												
29 法政大				△				△					△	△				スペイン法 △
30 明治大	△			○	○	○												
31 明治学院大				△	△	△							△	△				
32 立教大	△	△		○	○	○	○	△	○				△	△				比較法特殊講義 △ 比較法思想史 △ スペイン法 △ スカンディナビア法 △
33 立正大				△				△					△	△				英米私法 ○ ロシア法 ○ ラテンアメリカ法 △
34 早稲田大				○	○	○	○	○	○				△	△				ラテンアメリカ法 △ 外書講読・露 △
35 神奈川大				△	△	△	△	△										
36 関東学院大				○	○	○	○						○					イペロ法 ○ オーストラリア法 ○

大学名 (私立大)	比較法・原論	比較法文化論	外国法	英米法	ドイツ法	フランス法	社会主義法	アジア法	中国法	ソビエト法	EC法	外書講読	外書講読英米	外書講読・独	外書講読・仏	外書講読・中	外書講読・西	その他
37高岡法科大	△			△	△	△												
38北陸大																		(当該開講科目なし)
39山梨学院大				△								△						
40朝日大				△	△							△						
41愛知大	○		○															
42愛知学院大				○	○	○			○									英書研究 ○ 独書研究 ○ 仏書研究 ○
43中京大			△									●	△	△	△	△		比較憲法 △ 外書講読Ⅱ(英) △ 外書講読Ⅱ(露) △ (外書講読Ⅰ ●)
44名古屋経済大												△						英米契約法 △ 英米会社法 △
45南山大				△	△	△							○	○			○	イペロ法 △
46名城大			△										△	△				
47京都学園大													△	△				
48京都産業大													△	△				英米公法 △ 英米私法 △ 外書講読 △ 外書講読・露 △
49同志社大													○	○	○			外書講読・露 ○
50立命館大							△						△	△	△			
51龍谷大							△						△	△	△			
52大阪学院大	△			△	△	△												
53大阪経済法科大				△	△	△						△						比較憲法 △
54関西大				○	○	○			○			●	△	△	△			(外書講読英米・独・仏のうちいずれかの一を必修とするコースもある)
55近畿大				○								●	●	●	●			(外書講読は英・独・仏から1科目必修)
56摂南大				△														比較法史 △
57関西学院大				○									△	△	△			旧ソ連・東欧法・中国法 △
58甲南大	○			○								○						

比較法・外国法の開講状況調査結果一覧表

[大学院]

(●:必修 ○:選択必修 △:自由選択)

大学名 (国立大)	英米法	独法	仏法	特殊講義						特殊研究				演習			その他	
				比較法	外国法	英米法	独法	仏法	中国法	外国法	英米法	独法	仏法	比較法	英米法	仏法		
1 北海道大				△														外国法文化特殊講義A, B, C, D, E △
2 東北大					○													イペロアメリカ法特殊研究 ○
5 東京大												○	○					比較法原論特殊研究 ○ 中国法特殊研究 ○ ソ連法特殊研究 ○ E C 法特殊研究 ○
6 一橋大																		英米公法特殊問題 ○ 英米私法特殊問題 ○
7 新潟大																		比較法講義 △ 比較法(講義) △ フランス法(講義) △ フランス法(講義) △ 現代イギリス法 △ 日本比較法(国際私法) △ 日本比較法(比較法) △
8 金沢大				△														[比較法特論、比較法演習は授業科目名で内容は外国法(英米法)]
9 静岡大				△														
10 名古屋大								△										
12 大阪大	○																	比較法文化論特殊講義 △ アジア法論特殊講義 △ 比較法文化論 △ アジア法論 △
13 神戸大				△	△													独法文献研究 △ 仏法文献研究 △ 中国法文献研究 △
14 島根大								○										外国法演習 ○
17 香川大																		外国文献研究 △
20 熊本大																		[外国法特殊講義 △ は、平成5年度開講せず]

大学名 (公立大)	英米法	独法	仏法	特殊講義						特殊研究				演習			その他	
				比較法	外国法	英米法	独法	仏法	中国法	外国法	英米法	独法	仏法	比較法	英米法	仏法		
2 大阪市立大	△	△	△															
3 北九州大																		外国文献研究

(●:必修 ○:選択必修 △:自由選択)

大学名 (私立大)	英米法	独法	仏法	特殊講義						特殊研究				演習			その他
				比較法	外国法	英米法	独法	仏法	中国法	外国法	英米法	独法	仏法	比較法	英米法	仏法	
3 北海学園大																	外国法特論 △ 外国法演習 △
4 東北学院大					△												
8 駿河台大								△									
9 獨協大						●											[専修する院生は必修、いなければ自由選択]
11 青山学院大																	仏法研究 △
12 亜細亜大						△											
14 慶應義塾大	△	△	△														
17 駒澤大					△												比較憲法特殊講義 △ 比較憲法特殊研究 △
18 上智大																	外国法研究 △ 比較法研究 △
19 成蹊大										△	△	△					英米法基本研究 △ 独法基本研究 △ 仏法基本研究 △
23 大東文化大										△	△	△					
24 中央大	△																比較法学 △ 外国法研究 △
26 東海大																	了了法特殊講義 △ 中国法演習 △ 中国法特殊研究 △ 中国法研究演習 △ 欧州法特殊講義 △ 欧州法演習 △
27 東洋大	△	△	△														比較法特殊研究 △
28 日本大	○	○	○														外国公法特殊講義 ○ 外国私法特殊講義 ○ 外国公法専門研究 ○ 外国私法専門研究 ○
29 法政大																	法学学原典研究 ○
30 明治大																	英米法研究 △ 独法研究 △ 仏法研究 △
31 明治学院大																	外国法研究 △ 外国法演習 △
32 立教大																	比較刑事法特殊講義 ○ 比較刑法思想史特殊講義 ○ 比較民法特殊講義 ○ 比較民法特殊講義 ○ 比較民法特殊講義 ○
34 早稲田大																	研究 (英米法、英米私法、仏法、社会主義法、中国法、英米公法、独公法、独私法、仏私法、仏公法、ソ連法) △、
35 神奈川大																	社会主義法特殊講義 ○ 特殊研究 (比較法学、英米私法、中国法) △
41 愛知大																	[専修する院生は必修、いなければ自由選択]

